

# 物損付 延長保証

# ダブルプロテクト



充実のサポート体制! お手続きは簡単!

ご購入から5年間、対象商品の自然故障に加え、偶然的落下・破損・水漏れ等の物理的故障にも対応した保証サービスです。



## 【物損付延長保証ダブルプロテクトサービス規程】

株式会社Warranty technology（以下「当社」という）は、当社が物損付延長保証サービス（以下「延長保証サービス」という）の対象とする新品の製品であり、かつ物損付延長保証加入者証（以下「加入者証」という）の情報に記録されている製品（以下「本製品」という）につき、物損付延長保証サービス期間（第3条に定める期間をいう）中に第1条に定める故障および事故が発生した場合、メーカー保証書に記載されている内容および以下の条項に基づいて、無料修理サービス（以下「延長保証サービス」という）を提供する。また、本製品がメーカーの出張修理対象製品である場合に限り、出張修理を行う。なお、修理の際に発生する片道の送料は当社の負担とするが、修理依頼にかかる梱包費用、出張修理対象外製品の送料（出張修理対象内製品の場でも、メーカーが遠隔地としている離島および遠隔地の出張料を含む）および出張費（工事費、材料費および諸経費等を含む。以下同じ）は、延長保証サービス加入者（以下「加入者」という）が負担するものとする。

**第1条（延長保証サービスの対象となる故障および事故）**  
延長保証サービスは、本製品の取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本製品に故障が生じた場合（以下「自然故障」という）および本製品に破損、落下、水漏れ、火災、落雷、雪害、風災等の事故が発生した場合（以下「物損」という）を対象とする。

**第2条（延長保証サービスの開始）**  
当社は、保証料金の受領後、遅滞なく、加入者証を書面もしくは電磁的方法により発行する。

**第3条（延長保証サービスの期間）**  
1. 自然故障に関する延長保証サービスが効力を有する期間は、メーカー保証期間終了日の翌日から始まり、加入者証に記載された保証期間に終了する。延長保証サービス期間内において修理回数に制限はないものとする。また、メーカー保証期間中に初期不良等でメーカーまたは販売店より代替品が提供された場合でも、延長保証サービス期間は変更されないものとする。なお、延長保証サービス期間中であっても本製品のメーカー保証期間中はメーカー保証対応とする。  
2. 物損に関する延長保証サービスが効力を有する期間は、本製品納品日より始まり、加入者証に記載された保証期間に終了する。当該延長保証サービス期間内において修理回数に制限はないものとする。  
3. 物損の場合、延長保証サービス期間中、第6条第3項に定める物損修理累積費用が同条同項に定める物損基本保証限度額または物損保証限度額に達した時点で、延長保証サービスは終了するものとする。  
4. 前二項または第13条により延長保証サービスが終了する場合、自然故障および物損に対する延長保証サービスは同時に終了するものとする。

**第4条（修理の依頼）**  
延長保証サービス期間中に、自然故障および物損が生じた場合、加入者はコールセンター（加入者証発行時に案内）に修理を依頼することとする。なお、物損の場合には、当社は加入者に対し故障した本製品の写真の提出を求めることがあるものとし、火災に起因する物損の場合には、当社は加入者に対し罹災証明書（原本）の提出を求めるものとする。

**第5条（報告義務）**  
1. 加入者は次の場合は、速やかにコールセンターに連絡しなければならない。  
(1) 延長保証サービス期間の終了前に、氏名または連絡先（電話番号・住所・メールアドレス）に変更があった場合。  
(2) 本製品に対する代替品がメーカーまたは販売店より提供された場合。  
2. 前項に関して連絡がとれない場合、延長保証サービス期間中であっても、延長保証サービスの対象とならない場合があるものとする。

**第6条（保証限度額）**  
1. 当社は、自然故障および物損について保証限度額を定めるものとし、保証限度額の範囲内において延長保証サービスを提供する。  
2. 自然故障の場合、加入者証記載の修理上限金額を保証限度額（以下「自然故障保証限度額」という）とする。  
3. 物損の場合、加入者証記載の修理上限金額に下表の経過年数区分ごとに定めた割合を乗じた金額を、該当する経過年数区分における保証限度額（以下「物損基本保証限度額」という）とする。ただし、加入者の物損修理依頼時に物損に対する修理がすでに進行している場合には、物損基本保証限度額から該当する各経過年数区分内での累積の物損修理費用（以下「物損修理累積費用」とい、該当する経過年数区分を超えて累積は行われぬ。）を差し引いた金額を保証限度額（以下「物損保証限度額」という）とする。

【物損基本保証限度額】

経過年数区分	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超
タブレットPC 2年物損付	100%	100%	—	—	—
3年物損付	100%	50%	40%	—	—
5年物損付	100%	50%	40%	30%	20%

\*経過年数区分は本製品の購入日を基準とする。

**第7条（代替品）**  
1. 自然故障の場合には、延長保証サービスによる1回の修理の費用の見積額が自然故障保証限度額を超過する場合や修理が不可能な場合（メーカーによる部品の供給を受けられない場合等。以下同じ）は、自然故障保証限度額を上限として当社が指定する同機種または、同等品（メーカーを問わないものとする）を代替品として提供することをもって修理に代えるものとする。代替品の提供にあたっては、加入者は当社に対して機種、品名その他の指定を行うことはできないものとする。また、代替品提供の際にかかる送料、送料および法令に基づき要求される廃棄物処理のために必要な費用等は、加入者の負担とする。  
2. 物損の場合には、延長保証サービスによる1回の修理料金が物損保証限度額を超過する場合や修理が不可能な場合は、物損保証限度額の範囲内で代替品を提供することで、修理に代えるものとする。物損保証限度額の範囲内での代替品の提供が困難なときにおいて、加入者が代替品の購入金額の一部を負担したとき、代替品の提供を受ける（以下「差額負担代替品提供」という）ことができるものとする。加入者は差額負担の金額は代替品の販売価格（当社が指定する店舗において、当社が案内した時点での販売価格とする）から物損保証限度額を差し引いた差額とする。  
3. 前項における物損保証限度額の範囲内での代替品の提供が困難なときにおいて、加入者が、差額負担代替品提供ではなく、修理を希望する場合は、加入者が修理の費用の見積額と物損保証限度額の差額を負担して、修理を依頼することができるものとする。  
4. 前二項における差額分を振込依頼に要する振込手数料等は、加入者の負担とする。なお、差額負担代替品提供または差額有償修理のいずれかが行われた場合、これをもって延長保証サービスは終了するものとする。

**第8条（延長保証サービスの対象外となる事由）**  
次の場合は延長保証サービス期間中であっても延長保証サービスの対象とならないものとする。  
(1) 購入店舗ないし当社以外で本製品の修理を依頼された場合。  
(2) 延長保証加入者証の情報と連絡先および修理依頼製品に相違がある場合。  
(3) 本製品を譲渡または販売し、所有者および使用者が変更（同様の家族への変更を除く）になった場合。  
(4) 本製品の部品交換を伴わない調整および手直し修理（清掃、リカバリ、設定等）の範囲に該当する場合。  
(5) 故障の原因が、本製品本体以外の工箇所（電線・電源、配管等）にある場合。  
(6) 取付工事に起因して本製品に不具合が生じた場合。

- (7) 通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当する場合。
- (8) 本製品のメーカーの責に起因した故障または損傷の場合。
- (9) 一般家庭用以外（例えば、業務用、車両や船舶への搭載）での使用によって本製品に故障、傷、錆、カビ等が生じた場合。
- (10) 直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた本製品の故障または損傷。
  - ① 管理の不備、増設または改造行為等によって生じた本製品の故障、傷、錆、カビ等。
  - ② 増設機器、周辺機器、ソフトウェアとの相性による動作の不具合。
  - ③ 使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）、維持・管理（メーカーが定める定期的清掃等含む）の不備または改造。
  - ④ 虫食い、ぬすみ食い、変質・変色・その他類似の事由。
  - ⑤ 地震・津波・噴火・地盤変動・地盤沈下ならびにガス害・塩害・公害および異常電圧。
  - ⑥ 盗難・落し忘れまたは粉砕による故障。
  - ⑦ 危険物質（危険な液体等を含む。以下同じ）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む）の放射能や爆発性、その他の有害な性質またはこれらに起因する事故。
  - ⑧ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事または暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）。
  - ⑨ 故意・重過失による場合。
- (11) 本製品のメーカーがリコール宣言を行った後、リコールの原因となった部位に故障または損傷が生じた場合。
- (12) 修理の依頼が、延長保証サービス期間の終了後に生じた場合。
- (13) 本製品が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼の場合。
- (14) 本製品の修理を依頼された際、故障内容が再発しない限り、または延長保証サービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用および諸経費。
- (15) ハードディスク等の記憶媒体の不良に起因して本製品に記録されたデータが破壊された場合。
- (16) インクカートリッジ、バッテリー等メーカーの定める消耗品の交換である場合。
- (17) 本製品の機能および使用の際に影響の無い損害（外観、液晶の画面焼けやデジタル抜けおよび輝度低下を含む）である場合。
- (18) 本製品の付属部品（ケース、レンズキャップ、ストラップ等を含む）、周辺機器、アクセサリ、ソフトウェア等、本製品以外の故障や相性によって生じた故障または損傷である場合。
- (19) 修理の際に脱着等の作業が生じる場合の脱着費等。
- (20) 本サービス以外の保証（商品の部品毎のメーカー保証、商品の部品毎のメーカー保証等）および保険の制度により保証される場合。
- (21) 差し押さえ、収収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害（損害が火災消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除く）。

**第9条（間接損害等）**  
1. 次の損害等については、延長保証サービスの対象とならないものとする。  
(1) 本製品の故障または損傷に起因して他財物（ソフトウェアを含む）に生じた故障、若しくは損傷等の損害。  
(2) 本製品の故障または損傷に起因して、本製品、その他の財物を使用出来なかったことによる生じた損害。  
(3) 本製品の故障または損傷に起因して身体生じた傷害（傷害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含む）。  
2. 延長保証サービスに関連して当社が負担する損害賠償額の限度額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為、その他請求原因の如何にかかわらず、製品購入金額を上限とするものとする。

**第10条（出張費用）**  
延長保証サービス期間内であっても、メーカーが遠隔地と定めた離島および遠隔地への出張修理については出張に要する費用が加入者が負担するものとする。

**第11条（遵守義務）**  
加入者が本規程の規定に違反し、当社の延長保証サービス提供に対し著しい損害を与えたと当社が判断した場合、当該加入者は延長保証サービス期間内であっても延長保証サービスの提供を受けられない場合があるものとする。

**第12条（個人情報）**  
当社は、加入者より提供いただいた保証項目、個人情報等を保管、使用、処理の上、延長保証サービスを提供します。また、延長保証サービスを提供する為、加入者の同意を得た上で、事業協力会社（メーカー・修理会社・販売店・金融機関等）、保険会社等へ加入者の個人情報を提供いたします。  
(1) 保証修理（代替品の提供を含む）に際し当社と事業協力会社による個人情報の共有が必要となる場合。  
(2) 延長保証サービスの履行に伴うリスクを対象とする保険会社との間の保険契約の締結、保険金の請求その他の保険契約に関する諸手続きのために個人情報の提供が必要となる場合。

**第13条（解約）**  
1. 加入者は、延長保証サービスを解約することができる。解約の申出は、コールセンターに連絡のうえ当社所定の手続きによるものとし、当社は、当該加入者に対し、当社が別途定める返金率または返金額に基づき、解約の時期に応じた保証料金の一部返金を行うものとする。  
2. 本製品の売買契約の解除に延長保証サービスも解約する場合、前項の規定は適用されないものとする。この場合においては、加入者は、本製品の購入店に連絡することにより、購入店または当社のいずれかが保証料金全額の返金を行うものとする。なお、保証料金の返金の際に修理が行われているもの（修理依頼中のものを含む）については、当該返金は行わない。

\* 返金に伴う振込手数料は加入者負担とする。当社は、返金すべき金額から振込手数料を差し引いた金額を加入者指定の銀行口座に振込むことにより返金を行うものとする。

**第14条（製造物責任）**  
当社は本製品のメーカー、販売者、輸入者、加工業者ではなく、販売者の委託を受け加入者に対して延長保証サービス業務を請け負う企業であり、製造物責任法第3条の責を負うものではない。

**第15条（見解相違の場合）**  
故障および損害の認定などについて、当社と使用者の間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求める事ができる。

**第16条（その他留意点）**  
1. 記憶装置を持つ製品（パソコン、HDD・DVDレコーダー等）のデータに関しては、延長保証サービス対象外としてデータの管理等は加入者自身の責任において行うものとする。  
2. 当社は本保証について予告なしに変更する権利を有しているものとし、加入者はそれを予め承諾したものとす。

延長保証サービス代行会社：株式会社Warranty technology  
2016年6月15日改定



保証運営会社 株式会社 Warranty technology  
〒141-0021 東京都品川区上大崎3丁目14番37TGMビル3F  
TEL: 03-5791-7878 (平日 10:00 ~ 19:00)  
E-mail: info@wrt.co.jp http://wrt.co.jp

# 5年間、延長保証(自然故障)に加え **落下** **破損** **水漏れ** などの物損故障もダブルで保証!

## 物損付延長保証 ダブルプロテクトとは



液晶テレビをうっかり倒してしまい  
パネルが破損してしまった。



デジカメで撮影中に手をすべらせて  
池に落としてしまい、動かなくなった。



落雷があり、パソコンが  
動かなくなってしまった。

といった故障内容にも対応だから安心!メーカー保証とほぼ同等の内容の延長保証に加え、偶然の落下・破損・水濡れ等の物理的故障にも対応した充実の保証サービスです。

### 保証範囲



自然故障



破損



水没



火災



落雷



雪害



風害

- 自然故障とは  
商品の取扱説明書及び本体貼り付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本商品に故障が生じた場合をいいます。
- 物損故障とは  
落下、破損、水没、火災等により本商品に物理的損傷が生じた場合をいいます。

### 保証内容

	自然故障	物損故障
保証限度	購入時の商品金額の100%	購入時の商品金額に対して減額 [1年目100%、2年目50%、3年目40%、4年目30%、5年目20%]
保証回数	契約期間中何度でも修理可能	修理上限金額の残額がある場合、何度でも可能
修理上限金額	購入時の商品金額を上限金額とする	修理金額は、累積あり(同一年度内のみ)
免責金額	0円	0円
修理上限金額を超えた場合	代替品の提供	補償金による対応(免責金額を差引いてお支払い)

### 保証期間と修理上限金額



#### 自然故障の場合

- ・自然故障では、商品金額が修理上限金額となります。
- ・保証期間中何度でも無償修理の対応が可能です。また、修理金額は累積しません。
- ・修理ができない場合や、1回の修理費用が修理上限金額を超える場合には、代替品(新品)の提供をもって修理に代えます。

#### 物損故障の場合

- ・物損の場合は年間の修理上限金額が、経年にて減額します。(例：2年目は商品金額の50%)
- ・保証期間中は修理回数の制限はありませんが、修理金額は同一年度内において累積します。
- ・修理が不可能な場合や、1回の修理料金が物損保証限度額を超過する場合は、物損保証限度額の範囲内で代替品を提供することで、修理に代えるものとします。

※詳しくは裏面の「物損付延長保証ダブルプロテクトサービス規程」をご確認ください。

### 保証対象外となる主な内容



故意・重過失等による故障



地震



津波



改造・加工



噴火



盗難・紛失



経年変化

- 業務用での使用や、バッテリーや消耗品による故障についても保証対象外となります。

### 保証対象商品

- テレビ
- DVDレコーダー
- 液晶ディスプレイ
- ホームオーディオ
- ビデオ機器
- 空気清浄機
- デジタルカメラ
- カーオーディオ
- パソコン
- プリンター
- 電子レンジ・電子オーブン
- 冷蔵庫
- 洗濯機
- カーナビ

#### その他家電製品

- メーカー保証期間が1年以上ある家電製品
- シリアルナンバー(製造番号)がある商品
- 保証運営会社 Warranty technology が指定する「対象製品」かつ「対象メーカー」の製品

※詳しくは販売店へお問い合わせください。

※以下は延長保証の対象外となります。ご注意ください。

- 中古品および転売を目的として購入された商品
- 業務用での使用や法人名義のもの
- ソフトウェア類・アクセサリ類・バッテリー・消耗品類

### よくある質問

Q：修理費用の内、何が無料になるのですか？

A：修理費用の内、技術料と部品代、及びメーカーが出張対応商品と指定している商品に限り出張費が無料になります。修理拠点までの片道送料、取付工事費、同等品交換時のリサイクル費用等はお客様負担となります。また出張対応商品であっても、各メーカーが指定する遠隔地及び離島においては別途料金が発生する場合があります。

Q：購入後、すぐに落として壊れてしまいました。保証は受けられますか？

A：はい。物損故障は、メーカー保証の開始日(商品ご購入日)より開始されます。自然故障の延長保証は、メーカー保証期間(通常1年間)終了後から開始されます。

Q：購入後、友達に安く売りました。ダブルプロテクトは引き続き加入可能ですか？

A：転売や譲渡等での引き続きの加入及び名義変更はお受けすることはできません。予めご了承ください。ただし婚姻やご家族への譲渡による名義変更がある場合は、引き続き加入可能になっております。その際は、延長保証加入者証に記載のコールセンターまでご連絡ください。

Q：保証IDを忘れた場合でも、修理は受けられますか？

A：はい、受けることができます。故障した際に、保証IDが分からなくても情報システムにはお客様の情報が管理されています。オペレーターがお客様のフルネームと登録の電話番号や住所等をお尋ねいたしますので、お答えいただければ保証状況を確認させていただきます。

延長保証加入に関するお問合せは下記店舗までお願い致します。